

斑鳩町立斑鳩西小学校 いじめ防止基本方針

令和元年8月改訂・追補

斑鳩町立斑鳩西小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめは、どの子どもにも、どの学級にも、どの学校にも起こりうる」ものであり、すべての子どもが、被害者にも、加害者にもなりうる。このような認識のもと、学校、家庭、地域が一体となって、いじめを許さない学校づくりをすすめ、いじめ問題の未然防止を図るとともに、いじめの早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

本校は、斑鳩町西部に位置し、水田や果樹園の広がる農村地帯が校区の多くを占める。一方で近年は宅地開発が進み、町外から転入した世帯の占める割合が高くなっている。そのため、地域における保護者同士のつながりが弱まりつつある。また、核家族化、共働き世帯の増加は本校校区においても顕著で、親子が一緒に過ごす時間が減り、コミュニケーションも不足しがちであると思われる。加えて、スマートフォン等の急激な普及により、児童同士のコミュニケーションも、直接的なものから、SNS等を経由しての間接的なものになりつつある。このような状況から、ストレスを抱えたまま学校生活を送る児童が増え、いじめの潜在的な要因の一つになっていると思われる。教職員の世代交代も進み、20代、30代の若手教員が全体の半数以上を占めるようになってきている。問題行動やいじめの指導を行った経験が乏しい教員も増える中、ベテラン教員の指導方法を若手教員が学ぶ機会を増やし、教員の資質向上を図ることが求められている。また、いじめ対策を、個々の教員の力に依存することなく、教職員全員の力を結集して組織的に進めることが必要とされている。

本校は、学校教育目標を「心身ともに健康でたくましく生きる力を備えた子どもの育成」として、社会の発展に自ら対応できる知・徳・体の調和のとれた、健康で心やさしく、たくましい児童の育成をめざしてきた。この目標実現のためには、学校生活の中で、児童が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努めることが不可欠であり、いじめは目標実現の最大の阻害要因と考えられる。このため、すべての教職員が、いじめ問題の重大性を改めて認識し、いじめを決して許さないという決意のもと、いじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽することが何よりも大切である。さらに、全教職員が組織的にいじめの未然防止への取組を進めることにより、児童が明るく生き生きと活動できる環境の基礎がつけられ、本校学校教育目標の実現につながるものと考えられる。

このような視点に立ち、いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日に施行）に基づいて策定された「斑鳩町立斑鳩西小学校 いじめ防止基本方針」を、近年の社会情勢の変化、本校を取り巻く地域の状況の変化等を考慮し、この度改定した。斑鳩西小学校は、この基本方針を基盤として、いじめのない、児童が生き生きと活動できる学校づくりをめざすことを誓う。

1 いじめの問題に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

- ①いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。そのため、学校・家庭・地域が一体となり、常に連携を図りながら、いじめ根絶のため継続的な取組を行わなければならない。
- ②児童は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない。また、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置してはならない。
- ③いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る。したがって、その早期発見・早期解決に努め、児童自らがいじめの加害者や被害者になることのないよう努めなければならない。
- ④個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行う必要がある。いじめの認知は、特定の教職員のみで行うことなく、「いじめ対策委員会」で協議して行う。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ※（1）④に述べた、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、この定義をもとに行うが、その際、教員は、被害者側の保護者、加害者側の保護者の代弁に振り回されることなく、必ず被害者に当たる児童に寄り添い判断するものとする。

(3) いじめの態様（例を含む）

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・容姿や言動等について、不快なことを言われる。
 - ・不快に感じるあだ名等をつけられ、しつこく言われる。
 - ・「死ね」「消えろ」「顔を見せるな」などと存在を否定されるようなことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・わざと会話をしなかったり、避けられたりする（シカトされる）。
 - ・遊びやグループ活動等の際、集団に入れない。
 - ・避けるように通る。座席をわざと離す。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・遊びと見せかけて、足をかけたり叩いたりする。
 - ・ぶつかるように通行する。通行中に足をかけられる。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
 - ・脅されてお金や品物を要求される。貸している文房具等を返さない。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・持ち物や靴等を隠される。傷つけられる。持ち物を捨てられる。

⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

- ・机上や壁等に誹謗中傷を書かれる。人前で衣服を脱がされる。
- ・脅されて万引き等を強要される。

⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

- ・いたずらや脅しのメール等を送られる。SNSのグループからわざと外される。
- ・ブログ等に誹謗中傷や事実無根の内容、プライバシーに関する内容等を書かれる。恥ずかしい写真等を掲載される。

2 学校におけるいじめの防止等への基本的な考え方、指導体制・組織的対応等

(1) いじめの未然防止

<基本的な考え方>

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、命の大切さについての指導と、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を持たせる指導を行う。また、見て見ぬふりをすることも「傍観者」としていじめに加担していることを認識させる。加えて、道徳科の授業、学級活動、児童会活動等の場において、児童が自らいじめの問題について考え、議論し、いじめの撲滅・お互いを認め合うことの大切さなどを呼びかけるなど、児童の主体的な、いじめ防止のための活動を促進していくことが望まれる。

いじめ問題では、いじめが起こってから対応するのではなく「いじめが起こらない学校づくり」を念頭に、未然防止に取り組むことが最も重要となる。未然防止の基本は、好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、規律ある態度で授業や行事に取り組む児童の育成を進めていくことにある。

そのために、児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、全教職員が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに達成感・成就感を育て、自尊感情を育むことができるように努める。

<指導体制・組織的対応等>

- ・すべての児童が活躍できる場面づくり、居場所づくり、絆づくりを基盤として学校経営、学級経営を充実させ、自己有用感、自尊感情を育む。
- ・いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校内に、管理職および複数の教員により構成される「いじめ対策委員会」を設置する。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、実施することにより、いじめを許さない、見過ごさない指導を継続的に行う。【別紙2 いじめ防止に関する年間計画】
- ・いじめ問題に関する校内研修年間計画を作成し、実施することにより、いじめの対応に係る教職員の資質能力向上を図る。【別紙2 いじめ防止に関する年間計画】
- ・すべての教員が「わかりやすい授業」を心がけ、教材や指導法の改善に取り組む。
- ・教科「道徳」および教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、児童の人権意識を高める。
- ・小学校と中学校が連携し、いじめの未然防止へ向け、協調した指導を行う。
- ・保護者に対し、いじめの未然防止の重要性を周知するとともに、家庭においても、学校と歩調を合わせた指導に協力してもらえよう依頼する。

(2) いじめの早期発見

<基本的な考え方>

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提となるものであり、すべての大人が連携し、児童の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。このことから、学校ではすべての教職員が児童の様子を見守り、日常から丁寧な観察を行う。また、教職員は日頃から児童との信頼関係を構築することに努め、児童が相談しやすい雰囲気をつくることが大切である。いじめは、教職員が気づきにくいところで多く起きており、潜在化しやすい。教職員には、児童の些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを感じ取ることでできる感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることが求められる。また、小さな変化に気がついた場合は、情報を共有し、迅速に対応することが必要である。加えて、保護者や地域の方々とも日頃から連携を密にし、いじめの兆候となる小さな変化を見逃さないネットワークを築くことも重要である。

「いじめ対策委員会」は、情報の共有を促し、教職員、児童、保護者、地域から寄せられる情報を集めていじめを早期に発見するよう努め、必要に応じて組織的な見守り、働きかけを行う。

<指導体制・組織的対応等>

- ・教職員は、日頃から児童の様子を注意深く観察し、いじめにつながると思われる小さな変化に気づいた場合は、学年、生徒指導部、いじめ対策委員会において情報の共有を図る。その際、5 W 1 H (いつ・どこで・誰が・何を・なぜ・どのように) が明確になるように配慮する。
- ・年間2回の「いじめアンケート」を実施し、その結果をもとに定期的な教育相談を行い、児童がかかえる悩み、いじめにつながる兆候の早期把握に努める。
- ・保護者からの連絡や相談、地域から寄せられる情報にも丁寧に耳を傾け、いじめにつながる情報を拾い出す。教職員が個人で得た情報は、必ずいじめ対策委員会で迅速に共有し、早期対応につなげる。

(3) いじめへの早期対応

<基本的な考え方>

いじめの早期解決のために、全教職員が一致団結して問題の解決にあたる。いじめやいじめにつながる兆候を発見したときには、決して問題を軽視せず、特定の教職員で抱え込むことなく、校長以下すべての教職員が問題を共有した上で、速やかに、いじめ対策委員会を中心とした組織的対応を行う。情報収集については綿密に行い、事実確認を念入りに行った上で、いじめられている児童の身の安全と苦痛の除去を最優先に、徹底して守り通すという姿勢で対処する。また、いじている側の児童に対しては教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行う。傍観者の立場にある周囲の児童にも、いじているのと同様であるということを指導する。この際、形式的に謝罪や責任を問うことにのみ重点を置かず、児童の人間性の成長に主眼を置き、二度といじめをしない・許さない人になることを目標に指導を行う。また、保護者との連携を通常よりも密にし、学校の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子などの情報を集めて指導に生かすこととする。必要に応じて、関係機関・専門機関と連携して対応に当たる。特に、いじめが犯罪行為として取

り扱われるべきと認められる場合は、教育委員会の指導の下、警察と相談・連携してその解決に取り組む。

<指導体制・組織的対応等>

- ・いじめへの対応は、いじめ対策委員会を中心に行う。いじめ対策委員会では、指導体制、指導方針、支援の方法、今後の対応等について検討を行い、児童に迅速に伝える。また、いじめられている側の保護者には直接面会し、今後の指導方針、支援の方法、対応を伝えるとともに、いじめられた子は絶対に守り通すという強い意志を示し、今後の指導への協力を要請する。
- ・いじめられている側、いじている側、及び周囲の児童から、それぞれ個別に聞き取りを行い、詳細に記録を取った上で情報を総合し、事実を正確に確認・掌握する。
- ・いじめられている児童の悩みや苦しみに寄り添い、最後まで守り抜く姿勢を貫き通す。情報を提供した児童についても守り通す。掌握した事実および指導した内容については、いじめられている児童の保護者へ迅速に知らせるものとする。
- ・いじめた側の児童、傍観者の立場にある児童に対しては、いじめは絶対に許されないと の共通理解のもと、毅然とした指導を行う。その際、相手の苦しみや痛みを思いを寄せ、自らのした過ちに真摯に向き合い、二度と同じ過ちを繰り返さないという強い気持ちを持たせることが大切である。
- ・いじめた側の保護者へ、学校が把握した事実と指導内容を伝え、理解と協力を求め、家庭での指導を依頼する。また、再発防止に向けての協力を要請する。
- ・以上のような事実確認、指導を行った後、被害児童と加害児童の間で関係修復の場を設ける。ただし、双方、特に被害児童の気持ちに寄り添い、無理強いしないようにする。
- ・指導の方針・過程・結果等についても、いじめ対策委員会が中心となり、教職員間で情報を共有する。
- ・指導を行った後も、注意深く、全教職員による観察を継続する。いじめが解消したと思われる場合でもそのように即断することなく、経過観察を続け、いじめがより見えにくいところで続けられていないか確認する。
- ・被害児童の心のケアをはかるため、見守り活動を行い、学級担任を中心に相談に応じる。必要に応じて、スクールカウンセラー等を活用した相談活動を進める。
- ・被害・加害児童の状況に応じて、関係機関と適切な連携を進める。その際、必要に応じてスクールソーシャルワーカー等に意見や援助を求める。
- ・いじめを把握した場合は、速やかに教育委員会へ報告し、いじめの対応に当たっては、教育委員会との連携の下で行う。

(4) ネット上（ホームページやSNSにおける）でのいじめへの対応

<基本的な考え方>

インターネットは、不特定多数が閲覧できること、書き込みを行った者が特定されにくい（匿名性がある）こと、リンクやコピー・ペースト等を通じて情報が拡散されやすいこと、いったん拡散した情報を訂正するのがきわめて困難なこと、等の特徴を持つメディアである。これらの特徴の故に、陰湿ないじめの場になりやすく、近年ネット上でのトラブルやいじめが急増している。

「ネット上のいじめ」とは、携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板等に、特定の児童の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により行われるいじめのことであり、次のような特徴があると指摘されている。

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ・インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、児童が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教職員などの身近な大人が、児童の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、児童の利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握はさらに難しい。

このような「ネット上のいじめ」の特殊性による危険を理解した上で、ネット上のトラブルに関する最新の動向を把握しておくことが必要である。いったん「ネット上のいじめ」が生じると、解決には多くの困難が伴うと考えられる。したがって、「ネット上のいじめ」対策は、未然防止を何よりも最優先して進める必要がある。

未然防止のためには、児童が保有している携帯電話等を第一義的に管理する保護者と連携し、利用方法や約束事、危険性について啓発していく必要がある。教職員は、児童の携帯電話、インターネット等の保有状況や使用状況を、保護者との懇談やアンケート等から把握しておくことが望ましい。そして、日頃から、学級活動などの場で、携帯電話、インターネット等の危険性や望ましい使い方について指導し、家庭においても学校と歩調を合わせた指導が必要であることを、保護者に対して発信し続けなければならない。また、関係機関や専門家とも連携して、啓発のための講演会、講習会などを積極的に取り入れることが望ましい。

このような未然防止の取組にもかかわらず「ネット上のいじめ」が生じた場合、早期発見を第一に、児童が発するサインを見逃さないようにし、児童や保護者から「ネット上のいじめ」に関する相談があった場合は、事案によっては、警察等の専門機関と連携して対応する。

<指導体制・組織的対応等>

- ・児童に「ネット上のいじめ」の特徴、安易にネット上に書き込みを行うことの危険性などを知らせ、携帯電話、インターネット等の望ましい使い方について指導する。その際、警察や教育委員会が発行するリーフレット、啓発ビデオ等の視聴覚教材の有効活用も考慮する。
- ・5年生を対象に、「ネットリテラシー向上講座」を実施し、専門家からの講義、指導を受けさせる。これにより、児童のネットリテラシーを向上させ、トラブルの生じないネットの使い方を学ばせる。
- ・児童の様子の変化や、児童・保護者からの相談から「ネット上のいじめ」の兆候を見逃

さず、迅速に聞き取りを行って状況を把握する。

- ・誹謗・中傷等の書き込みの相談が児童・保護者からあった場合、URL を控える、書き込み内容をプリントアウトするなどして、その内容を確認する。
- ・掲示板等の管理者・プロバイダ等に書き込みの削除を依頼する。削除依頼は原則、書き込みをされた児童の保護者に行ってもらおう。なお、削除依頼を行うメールには、個人の所属・氏名等は記載する必要はない。
- ・上記の削除依頼を行っても削除されない場合、教育委員会と連携して警察や法務局に相談するなどして対応方法を検討する。
- ・「ネット上のいじめ」で被害を受けた児童に対して、細やかなケア等を行い、必要に応じてスクールカウンセラー等の活用を図る。被害児童の立場に寄り添い、学級担任のみでなく複数の教職員で対応・支援を実施する。
- ・加害児童が判明した場合には、「ネット上のいじめ」が起こった背景や事情についても綿密に調べた上で適切な指導を行う。加害者自身がいじめに遭っていて、その仕返しとして掲示板に誹謗・中傷を書き込んだという例などもあるため、被害者からの情報だけをもとに、安易に加害者と決めつけることなく、的確な情報把握が必要である。
- ・「ネット上のいじめ」についても、他のいじめと異なるものでなく、決して許されるものではないということを、粘り強く指導する。
- ・他のいじめにおける対応と同様、被害者側、加害者側双方の保護者と綿密に連絡を取り、指導方針等への理解と協力を求めるものとする。一方で、「ネット上のいじめ」は携帯電話・インターネットの不適切な使用が背景に存在するため、家庭での携帯電話・インターネットの利用のあり方について考えてもらうよう、説明と依頼を行う。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義と意味

いじめ防止対策推進法に定める重大事態とは、以下に示すような事態のことを指す。

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

【具体的に想定されるケース】

- ・児童が自殺をした場合。また、自殺を企図した場合。
- ・金品等に重大な被害を被った場合。
- ・心身に疾患や重大な傷害を負った場合。
- ・精神性の疾患を発症した場合等。

これらは、いじめを受けている児童の状態判断する。

- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日の欠席を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、学校の判断により迅速に調査に入る。

(2) 重大事態の調査

- ①重大事態の報告

学校は、重大事態に該当する事案が発生した場合には、いじめ対策委員会にて事実確認を迅速・正確・組織的に行うとともに、学校長が直ちに町教育委員会に報告する。町教育委員会は、個々の状況を十分把握した上、重大事態と認めるときは、速やかに町長に報告する。

②重大事態の調査

校内組織である「いじめ対策委員会」を母体として、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員経験者、警察関係者などの学校職員以外の委員を加えるなどして公平性・中立性の確保に努めた構成により、「学校調査委員会」を学校長が設置する。

学校調査委員会が行う調査の内容は、当該の重大事態に係る事実関係を明確にするために行うものであり、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- ・いつ（いつ頃から）行われたか
- ・誰から行われたか
- ・どのような態様であったか
- ・いじめを生んだ背景事情は何か
- ・児童の人間関係にどのような問題があったか
- ・学校・教職員がどのように対応したか

等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。学校調査委員会は、これらのことがらが明確にされるよう、質問票の使用その他、当該重大事態の状況に応じた調査方法を決定し、適切に調査を進める。教育委員会および学校は、学校調査委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

なお、事案によっては、町および町教育委員会が設置する重大事態調査のための組織が調査を行い、学校はこれに協力し、事態の解決に向けて対応を続けるものとする。

③その他の留意事項

- ・通常のいじめにおいても、いじめにかかわる事実関係の有無の確認を行うための調査を行うが、重大事態の全容の事実確認においては、必要に応じて、既に行った調査資料の再分析や新たな調査を行うこととする。
- ・教育委員会においては、学校と連携の上、必要と判断した場合、加害児童の出席停止措置を講じ、また、いじめられた児童やその保護者が希望する場合には、就学指定校の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討するなど、必要な対応を行う。
- ・重大事態が発生した場合、当該児童と関係のあった児童が深く傷つき、学校全体や保護者・地域に不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。教育委員会および学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人へのプライバシーへの配慮に留意する。

④調査結果の提供および報告

・教育委員会および学校は、学校調査委員会および町教育委員会が設置する重大事態調査のための組織による調査結果を受けて、明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適切に提供する。なお、これらの情報の提供に当たっては、教育委員会および学校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関

係者の個人情報に十分配慮し、適切な提供を心がける。

・学校調査委員会および町教育委員会が設置する重大事態調査のための組織による調査結果については、教育委員会から町長に報告する。

4 その他の事項

いじめ防止には、学校のみならず保護者、地域の理解と協力が欠かせない。策定したいじめ防止基本方針については、学校ホームページなどで公開するとともに、学校評議員会、PTA総会や各種会合、学年・学級懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して積極的に情報発信する。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するために、いじめ防止基本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて、いじめ対策委員会において点検し、必要に応じて見直しを行う。見直しに際しては、児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう、必要に応じて児童の意見を取り入れ、また、地域を巻き込んだ基本方針となるよう、家庭や地域等からの情報・意見も聴取することに留意する。

【別紙1】いじめ防止および対応にかかわる校内指導体制

いじめの問題の取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに、「いじめは決して許されない」「いじめを根絶する」という強い意志を持って取り組む。また、教職員一人一人がいじめの問題を一人で抱え込むことなく、学校全体で組織として取り組まなければならない。そのためには、早期発見・早期対応とともに、未然防止に向けた取組を進めていく必要がある。その中心となる組織が「いじめ対策委員会」である。

＜いじめ対策委員会の構成＞

○学校長、教頭、生徒指導主任および各学年からの生徒指導担当者1名で構成する。必要に応じ、養護教諭、特別支援教育コーディネーターを加える。また、当該学年の多くの児童に聞き取りや指導、支援が必要な場合、当該学年担当教員全員を加えるなど、状況に応じて組織の拡大・縮小を行うこともある。

○外部との連携が必要な場合、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、町教育委員会や町福祉部局職員、警察等に加わってもらうこともある。

いじめ対策委員会

＜構成員＞

学校長、教頭、生徒指導主任、各学年生徒指導担当者

＜状況に応じて＞

養護教諭、特別支援教育コーディネーター、当該学年担当教員全員

＜必要に応じて＞

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関職員、警察等

＜いじめ対策委員会の任務＞

1. 斑鳩西小学校いじめ防止基本方針を状況に応じて見直し、改善、改訂を行う。
2. いじめ防止に関する年間指導計画の作成・実施・改善、校内研修の企画・実施
3. いじめアンケートの計画と実施・分析と事後指導
4. いじめが疑われる案件の事実確認・判断・指導方針の策定
5. 配慮を要する児童への支援方針の協議

※生徒指導部会と連携・協力しつつ行うものとする。

【別紙2】いじめ防止に関する年間計画

月	未然防止の取組	早期発見の取組	教職員研修等	関連行事
4月	あいさつ運動 いじめ対策委員会	教育相談 家庭訪問 学区会 声かけ、見守り、指導	生徒指導部会 気になる子についての 共通理解	PTA 総会 学習参観 学級懇談会 家庭訪問
5月	あいさつ運動	学校評議員会① 声かけ、見守り、指導	生徒指導部会 特別支援に関する研修	社会見学 学習参観 野外活動
6月	あいさつ運動 人権を確かめ合う日 えほんのくに	いじめアンケート 教育相談 声かけ、見守り、指導	生徒指導部会	
7月	あいさつ運動 人権を確かめ合う日 ショート遊ぼう会	1学期の反省(作文等) 個人懇談会 学区会 声かけ、見守り、指導	生徒指導部会 あおぞら授業公開	個人懇談会 喫煙防止教室 ネットリテラシー向上 講座
8月	いじめ対策委員会		いじめ防止についての 研修 町教育講演会 郡人教講演会	
9月	あいさつ運動 全校草引き 人権を確かめ合う日	声かけ、見守り、指導	生徒指導部会	学習参観 社会見学(5年)
10月	あいさつ運動 人権を確かめ合う日 校外クリーン活動	教育相談 声かけ、見守り、指導	生徒指導部会	社会見学(1～4年) 運動会
11月	あいさつ運動 人権を確かめ合う日	いじめアンケート 教育相談 声かけ、見守り、指導	生徒指導部会	休日参観 郡音楽会 修学旅行
12月	あいさつ運動 人権を確かめ合う日 いじめ対策委員会 ロング遊ぼう会	2学期の反省(作文等) 個人懇談会 学区会 声かけ、見守り、指導	生徒指導部会	
1月	あいさつ運動 人権を確かめ合う日	声かけ、見守り、指導 学校評価保護者アンケート	生徒指導部会 郡人教研究大会	
2月	あいさつ運動 人権を確かめ合う日	学校評議員会②	生徒指導部会 人権教育研修のまとめ	学習参観 学級懇談 新入生体験入学
3月	あいさつ運動 人権を確かめ合う日	3学期の反省(作文等) 学区会 声かけ、見守り、指導	生徒指導部会 気になる子についての 共通理解	6年奉仕作業

【別紙3】いじめを認知した時の基本的対応

いじめ（疑いのあるものを含む）事象の相談・認知

教師から

児童から

保護者から

地域から

日常の観察、アンケート、個人面談で発見

外部機関からの報告

些細なことも軽視せず

ただちに管理職・生徒指導主事に報告

学校がただちにすべきこと

<いじめられた児童へ>

- 聴き取り—事実関係の把握・記録
- 安全の確保、秘密の保持厳守
- 絶対に守り抜く決意
- 悩みや苦しみに寄り添う

<いじめられた児童の保護者へ>

- 学校が把握したの報告
- 指導方針、指導内容を伝達、理解を得る
- 保護者の心情を理解する
- 信頼関係の構築

<いじめた児童へ>

- 個別に事実を聴き取り

<周囲の児童へ>

- 事実関係の把握
- 必要あれば個別聴き取り

斑鳩町教育委員会
への報告
74-1001

いじめ対策委員会

- 役割分担と指導方針の決定
- 関係機関との連携
- 保護者への情報提供

関係機関との連携
西和警察署
72-0110

職員会議

- 事象の内容と指導方針・役割分担の共通理解
- 全職員が協働して事象の拡大防止・収束のための指導に全力で取り組む

学校が次にすべきこと

<いじめられた児童・保護者へ>

- 共感的に受け止める
- 絶対に守るという姿勢を伝える
- 被害状況（身体・金品）の確認
- 警察への被害申告の意思確認
- カウンセリングが必要か確認
- ※保護者に誠実に説明し、保護者の考えを確認すること

<いじめた児童・保護者へ>

- 毅然とした態度で
- 次のことを伝える
 - ・いじめは絶対に許されない
 - ・いじめられた側の痛み
 - ・自分の行為が結果につながった
- カウンセリングが必要か確認
- 加害者の心理的背景に留意
- 保護者に指導への協力を要請
- ※保護者に誠実に説明し、保護者の考えを確認すること

<周囲の児童へ>

- みんなを守るという姿勢で
- 次のことを伝える
 - ・いじめられた側の痛み
 - ・傍観者も加害者である
 - ・プライバシーの保護

学級指導（傍観者からの脱却・共感的人間関係の構築・自己肯定感を高める学級づくり）

学校が継続してすべきこと

<いじめられた児童へ>

- 安全・安心な学校生活の確保
- 気持ちの受容・丁寧な観察

<保護者へ>

- 児童の変容に向けた連携強化

<いじめた児童へ>

- 規範意識の育成
- 人間関係づくりの改善

再発防止のため、保護者・地域と協力して見守り

教育委員会への報告

ネット上の書き込みや画像等への対応手順

(通常のいじめの指導と並行して行う)

ネット上のいじめの発見
児童・保護者からの相談

①書き込みの確認

- ・ 掲示板のアドレスを記録
- ・ 書き込みをプリントアウト
- ・ 携帯電話の場合は画面を撮影
(スクリーンショットでもよい)

<加害者への指導のポイント>

- ・ 誹謗中傷を書き込む行為は明らかないじめであり、絶対に許されない。
- ・ 書き込みを行った個人は特定できる。
- ・ 悪質な書き込みは犯罪であり、警察の捜査の対象となる。

②掲示板の管理人に削除を依頼

(基本的に保護者が行う)

管理人が削除しない場合
管理人の連絡先が不明な場合

②、③を行っても削除されない場合

③掲示板のプロバイダに削除を依頼

(基本的に保護者が行う)

④警察や法務局に相談

西和警察署 72-0110
奈良地方法務局 0742-23-5534

削除確認、被害児童・保護者への説明

※サイバー犯罪に関する情報・・・奈良県警察本部ホームページ(サイバー犯罪対策)

<http://www.police.pref.nara.jp/category/1-39-4-0-0.html>

【別紙5】重大事態への対応

重大事態の発生

- ①児童の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑い
(児童が自殺を企図した場合等)
- ②児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
(年間30日を目安。一定期間連続して欠席している場合などは迅速に調査着手)

報告

町教育委員会
調査の主体を決定

報告

町長

学校調査委員会を組織

- いじめ対策委員会
- 学校職員以外の委員
 - ・心理・福祉の専門家
 - ・弁護士・医師
 - ・教員経験者
 - ・警察関係者

教育委員会が設置する
調査組織が調査を行う
(学校は調査に協力)

事実関係を明確にするための調査

- ・いつ(いつ頃から)行われたか
 - ・誰から行われたか
 - ・どのような態様であったか
 - ・いじめを生んだ背景事情は何か
 - ・児童の人間関係にどのような問題があったか
 - ・学校・教職員がどのように対応したか
- いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする

必要に応じて

- ・既実施した調査資料の再分析
- ・加害児童の出席停止措置
- ・就学指定校の変更等の弾力的な対応

常に留意すること

- ・児童・保護者への心のケア
- ・落ち着いた学校生活を取り戻すための支援
- ・一貫した情報発信
- ・プライバシーへの配慮

いじめをうけた児童およびその保護者に対して情報を適切に提供

- ※調査結果により明らかになった事実関係・再発防止策について情報を適切に提供
- ・関係者の個人情報に十分配慮。適切な情報提供を心がける。

報告

報告

報告

町教育委員会

町長

調査結果を踏まえた適切な措置